

○内閣府令第 号
農林水産省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 小里 泰弘

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第十条の十四 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第七条の十五 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第八十五条の十二 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。